

# 中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.59

(配信は不定期です。できる限り月1回以上は配信します)

## ガソリンガイドライン、独禁法報告書からみる仕切・流通証明書の問題点

系列仕切とH16、H25独禁法報告書等の関係を整理してみましょう。

| 公取委公表物                               | 業転購入の可否 (商標権の保護)  | 系列価格の推移   |
|--------------------------------------|---|---|
| 平成13年 (H13GG)<br>ガソリンガイドライン          | ●灯油・軽油・オイルは無条件にOK<br>●ガソリンは商標権保護を前提   | 「月単位」 + 「事後確定」<br>※EMGのみ「週単位」 + 「事前決め」                |
| 平成16年 (H16報告書)<br>ガソリンの流通実態に関する調査報告書 | ●原則不可 = 商標権の保護を前提とする<br>●同じ元売玉の他社買いはOK。対策として元売は同一系列への業転販売を実質禁止 ⇒ 結果として、購入できる業転玉が存在しないので、業転玉の購入 = 商標権違反となりマークダウンのリスク | H16報告書<br>↓<br>「週単位」の「事前決め」へ                          |
| 平成21年 (H21GG)<br>ガソリンガイドラインの改訂       | ●「元売は同一系列への業転玉の販売を実質禁止」はダメ ⇒ でも改善されない   | H21GG<br>↓<br>特約店契約書の改訂<br>「一方的通知」 ⇒ 「合意」へ<br>※EMGを除く |
| 平成25年 (H25報告書)<br>ガソリンの取引に関する調査報告書   | ●商標権は保護されず<br>●優越的な地位にある元売が系列特約店に対して業転玉購入・販売制限は不適切<br>●他社玉の業転購入OK   | H25報告書<br>↓<br>「週単位」は原則維持<br>「事前(仮)通知」 + 「事後確定」へ      |

**「週単位」の「事前決め」は本来不可能**

EM本体からの情報提供(翌週予測)が不可能を可能にしていたが…

- ①正確性：「相場操縦疑惑の発覚」(H24年始め)以降、正確性は大幅後退 ⇒ 本来、翌週1週間の市場価格(主に原油価格)の正確な予測は不可能
- ②EM本体からの情報提供はH24.6以降大幅減少。H25.6以降は無し(中澤推測)
- 完全な事前決めは「日決め」のみで可。週・月単位では絶対不可能

### 業転購入OKでGSが失ったものは大きい

- 事前通知価格(先行価格指標等)は厳密な仮価格ではない ⇒ 翌週業転が大幅上昇でも「値上げ修正は不可」
- 値引きのみが前提の事前価格 ⇒ 10月以降は事前価格の大幅上昇(事前価格の予見可能性の消失、協議の機会の消失)
- 値引き(調整)の可否と程度：書面での契約はほぼ無し口頭での約束がある場合とない場合がある。
- 独禁法上の問題点：値引きのするか、しないかは「協議ではなく」「一方的に近い」⇒「優越的地位の濫用?」
- 値引き額にルールが存在する場合と存在しない場合がある ⇒ 上と同じ議論、「優越的地位の濫用?」
- 4RIM調整等を適用する特約店と適用しない特約店を基準の開示なしに「恣意的に選択」⇒「優越的地位の濫用?」
- 業転購入可でも「値引き」を期待して高い事前価格で発注 ⇒ 値引なし、値引額が少ない。⇒独禁法上の問題点は?
- 他社玉の購入不可でのオーダーと、他社玉購入OKでの「通知価格を前提とした」オーダーの違い
- 値引き合意できない場合の支払い留保：支払条件の未履行として元売が出荷停止する場合は「優越的地位の濫用?」
- 担当者：口頭で「〇円位調整するので売ってください」後日「支店(又は本社)の決済はX円だけです。ごめんなさい」という事態は、独禁法上どのような問題が生じるか?

### 流通証明書

- 元売の持ち届け：納品書・出荷伝票等に出荷基地と商流の明示で問題ない
- 問題は「倉取り」(元売持ち届け以外)：倉取りする商社等から納品先SSを通知されない場合の元売の対応は? ⇒ 出荷拒否? ⇒ 独禁法上の問題点は? ⇒ 出荷価格を上げる? ⇒ 独禁法上の問題点は?
- 倉取り事業者は元売流通証明書を納品先SSに渡すようにローリー運転手に指示する。
- 出荷基地を保有し、複数元売の製品を混合蔵置している商社等：全ての仕入先を記載し、混合蔵置である旨を明示 ⇒ 元売が共同油槽所から出荷する場合にも「全ての元売を明記して混合蔵置である旨」を記載するか? ⇒ 仮に元売は「全ての元売を明記して混合蔵置である旨」を記載しないが、商社が同じ共同油槽所から出荷する場合に記載する必要がある場合：独禁法上の問題点等は存在するか?
- 特約店契約書等に記載されてる開示義務、調査権の対象として、流通証明書が入るか?
- 元売等が「流通証明書」を開示すれば「さらに〇円値引」等の対応は独禁法上問題があるか?

4月2日  
(水)

## SS経営セミナー独禁法第三弾「どうなる？仕切・流通証明書・業界再編」開催！

特別講師 弁護士・元公取委審査専門官主査 大東 泰雄氏

- 会場： 日本教育会館 702号室（千代田区一ツ橋2-6-2）
- 定員： 40名（先着順）
- 会費： 18,000円/お一人様
- 懇親会： 5,000円/お一人様（中澤塾塾生は2,000円）  
【会場】 センチュリー 21（帝国ホテル本館中2階）
- 日程： 4月2日（水曜日）  
【受付】 12:30～13:00  
【セミナー】 13:00～16:30  
【懇親会】 17:30～

- セミナー収録CDセット：18,000円（資料、板書付き）
- CDセット発送予定日： 4月9日（日本郵便レターパック）

### ●概要

- 第1部 4月以降の仕切はどうなるか？独禁法上の問題点は
- 第2部 流通証明書の実態と独禁法上の問題点
- 第3部 新高度化法と業界再編の行方
- 第4部 質疑応答（一部はCDに収録されない可能性があります）  
※第12回中澤塾メール部会は延期となりました

※元売関係者（元職を含む）の懇親会への参加はご遠慮下さい。

## ■申込フォーム

ご希望の  をチェックしてお申し込み下さい。

### 独禁法第三弾 4月2日（水）

- セミナー参加  名  
●参加費用【18,000円】お一人様  
●受付：12:30～ ●セミナー：13:00～

- 懇親会参加  名  
●参加費用【5,000円】お一人様  
●中澤塾塾生は【2,000円】お一人様

- セミナー収録CDセット  
●【18,000円】音声収録CD+資料+板書付き  
●配送等は合資会社VERYGOODが代行いたします

通信欄

- セミナー参加費は当日受付でお支払い下さい。
- HPからもお申し込みいただけます。  
【中澤公認会計士事務所】で検索してください。
- メールでのお申し込みは [sskeiei-entry@nakazawa-cpa.net](mailto:sskeiei-entry@nakazawa-cpa.net)  
このフォームに沿って必要事項をご記入ください。

FAX: 03-3531-3656

御社名

所在地

〒

参加者お名前①

参加者お名前②

電話番号

FAX番号

メールアドレス（可能な限りご記入ください）

@

## ■会場アクセス

- セミナー会場：日本教育会館 702号室  
千代田区一ツ橋2-6-2  
TEL03-3230-2833
- 都営新宿線・半蔵門線・都営三田線  
《神保町駅》（A1出口）徒歩3分
- 東西線  
《竹橋駅》（北の丸公園側出口）徒歩5分

- 懇親会会場： 帝国ホテル
- 帝国ホテルへの移動はタクシーをご利用ください。セミナー会場から1,000円程度です。  
お声を掛け合って乗り合せでお越しください。

